主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人A及び同弁護人山崎佐の上告趣意(後記)は、憲法違反、を主張する諭旨 もあるけれどもその実質は、刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに 帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を 適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保